

特用樹のめぐみ再発見事業事務取扱要領

制定 5 森 第 8 4 2 号
令和 5 年 6 月 2 6 日
最終改正 6 森 第 3 1 1 号
令和 6 年 4 月 2 3 日

(趣旨)

第 1 特用樹のめぐみ再発見事業補助金の交付については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号。以下「規則」という。）及び特用樹のめぐみ再発見事業補助金交付要綱（令和 5 年 6 月 2 6 日付施行。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第 2 補助金の交付対象となる補助事業者の数は、予算の範囲内で別に定める。

2 福島県農林水産部長（以下「部長」という。）は、補助金の交付予定者を別に定める方法で決定し、選定結果を全ての応募者に通知するとともに、補助金の交付予定者が所在する所轄の福島県農林事務所の長（以下「所長」という。）にその結果を通知する。（様式 1）

3 所長は、前項の通知を受けたときは、補助金の交付予定者に対し補助金の額の内示を行う。（様式 2）

(事業計画・事業実績)

第 3 要綱第 3 条に規定する第 1 号様式の 2（2）の事業計画書は様式 3 のとおりとし、要綱第 9 条に規定する第 5 号様式の 2（2）の事業実績書は、様式 4 による。

(補助金の額の内示の変更)

第 4 補助金の交付予定者は、補助金交付決定前に補助金の額の変更が生じたときは、様式 5 により、あらかじめ所長に協議するものとする。

2 所長は、前項の協議があったときは、様式 6 により部長に協議する。

3 部長は、やむを得ないと認められるときは、様式 7 により変更を承認する。

4 所長は、前項の承認があったときは、様式 8 により補助金の額の内示の変更を行う。

(補助金の交付決定)

第 5 補助金の交付予定者は、補助金の額の内示があったときは、所長が定める期間内に、要綱第 3 条に基づき補助金交付申請書を所長に提出する。

2 所長は前項の申請内容を適当と認めるときは、交付決定の内容及び必要な条件を付して申請者に交付指令を行う。（様式 9）

3 所長は、前項の決定をしたときは、その旨を速やかに部長に報告する。（様式 1 0）

(変更の承認)

第 6 補助事業者は、補助金交付決定後に事業内容の変更を行う必要がある場合には、以下により協議を行うものとする。

2 重要な変更

- (1) 補助事業者は、重要な変更をしようとするときは、要綱第5条に基づく変更（中止・廃止）承認申請書を所長に提出する。なお、重要な変更とは、要綱第4条に掲げる軽微な変更以外の変更をいう。
- (2) 所長は、申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、申請者に補助金交付の変更指令を行う。（様式9）
- (3) 所長は、前号の決定をしたときは、その旨を速やかに部長に報告する。（様式11）

3 軽微な変更

- (1) 補助事業者は、軽微な変更をしたときは、事業計画変更届書（様式12）を所長に提出する。
- (2) 所長は、届出書の提出を受けたときは、内容を確認し、必要に応じて補助事業者に計画変更内容の補正を求めることができる。
- (3) 所長は、届出書を受理したときは、その旨を速やかに部長に報告する。

（交付決定の取消等）

第7 所長は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すか、補助金が支払われた場合は返還を命じることができるものとする。

- (1) 規則第6条第1項及び要綱第4条に規定する交付条件に違反したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付を受けたとき

2 補助金の返還に伴う事務処理は別に定める手続によるものとする。

（概算払）

第8 所長は、要綱第7条に基づく概算払請求書の提出があった場合は、これを審査し適当と認めるときには、申請者に対し概算払を行う。

2 所長は、前項の概算払を行った場合には速やかに部長に報告する。

（状況報告）

第9 所長は、要綱第8条に基づく状況報告の提出があった場合は、報告内容を確認し、11月末までに、部長に提出する。

（補助金の額の確定）

第10 所長は、要綱第9条に基づく実績報告書の提出があった場合は、書類及び必要に応じて現地調査等を実施し、交付すべき補助金の額を確定する。

2 所長は、前項の決定をしたときは、その旨を速やかに部長に報告する。（様式13）

附 則

この要領は、令和5年6月26日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月23日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

様式 1

番 号
年 月 日

〇〇農林事務所長 様

農林水産部長

〇〇年度特用樹のめぐみ再発見事業補助金交付予定者について（通知）
このことについて、下記のとおり補助金の交付予定者を決定したので、補助金を配分します。

記

補助金の交付予定者	補助金額	備 考

添付書類

- ・ 補助金の交付予定者の選定結果一覧

様式 2

番 号
年 月 日

(補助金の交付予定者) 様

福島県〇〇農林事務所長

〇〇年度特用樹のめぐみ再発見事業補助金の内示について (通知)

このことについて、下記のとおり補助金を内示しますので、特用樹のめぐみ再発見事業補助金交付要綱第3条の規定による補助金交付申請書を〇〇年〇月〇日までに提出してください。

記

- 1 事業区分
- 2 補助事業者名
- 3 補助金額

様式 3

特用樹のめぐみ再発見事業
事業計画書

1. 事業区分
2. 実施内容
1 目的
2 実施内容
3 スケジュール
4 その他

様式 4

特用樹のめぐみ再発見事業
事業実績書

1 事業の概要

事業区分		実施年度	
事業主体	名称		
	代表者		
補助金額	円		
実施内容			
1 概要			
2 実施内容			
3 具体的な成果			

様式 5

番 年 月 号 日

福島県〇〇農林事務所長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

特用樹のめぐみ再発見事業補助金の内示額の変更について（協議）
〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で内示ありましたこのことについて、下記のとおり変更したいので協議します。

記

単位：円

区分	事業費	経 費 内 訳			備考
		県補助金	自己負担金	その他	
変更前					
変更後					

（注）別に定める応募書類に変更後の計画を記載し添付する。

様式 6

番 年 月 日
号

農林水産部長 様

〇〇農林事務所長

特用樹のめぐみ再発見事業補助金の内示額の変更について（協議）
〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で通知ありましたこのことについて、下記のとおり協議します。

記

- 1 補助事業者名
- 2 変更内容
別紙のとおり。
- 3 意 見

様式 7

番 号
年 月 日

〇〇農林事務所長 様

農林水産部長

補助金の内示額の変更について（回答）

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で協議ありました特用樹のめぐみ再発見事業の
このことについて、協議内容のとおり承認します。

記

1 補助事業者名

番 号
年 月 日

様

福島県〇〇農林事務所長

〇〇年度特用樹のめぐみ再発見事業補助金の内示額の変更について（通知）

〇年〇月〇日付けで協議ありましたこのことについて、下記のとおり変更して内示しますので、特用樹のめぐみ再発見事業補助金交付要綱第3条の規定による補助金交付申請書を〇年〇月〇日までに提出してください。

記

- 1 事業区分

- 2 補助事業者名

- 3 補助金額
変更前：
変更後：

様式 9

福島県指令〇〇第〇〇〇〇号

住所
名称

〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のありました〇〇年度特用樹のめぐみ再発見事業補助金については、下記のとおり交付します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

福島県〇〇農林事務所長

記

- 1 補助金交付の対象とする内容は、〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった〇〇年度特用樹のめぐみ再発見事業補助金交付申請書に記載されたとおりとします。
- 2 補助金の額は次のとおりとします。

交付決定済額	今回交付決定額	計
円	円	円

- 3 交付の条件は別紙のとおりとします。

補助金交付条件

- 1 補助事業者は、この補助金に係る県の規則、要綱、要領等の定めに従わなければならない。
- 2 福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という）第6条第1項第1号から第5号までに掲げる事項は、この補助金の交付条件とするものとする。
- 3 補助事業者は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにする帳簿及び書類を整備し、交付事業の完了した日の属する会計年度の翌年から起算して5年間保存しておかななければならない。

番 号
年 月 日

農林水産部長 様

〇〇農林事務所長

〇〇年度特用樹のめぐみ再発見事業補助金の交付決定について（報告）
このことについて、下記のとおり補助金の交付を決定したので報告します。

記

1 補助金交付決定状況

補助事業者名	補助金額	決定年月日

番 号
年 月 日

農林水産部長 様

〇〇農林事務所長

〇〇年度特用樹のめぐみ再発見事業補助金の変更について（報告）

このことについて、下記のとおり変更（中止・廃止）承認申請があり、変更はやむを得ないものと認めたので報告します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 添付書類
特用樹のめぐみ再発見事業変更（中止・廃止）承認申請書の写し

様式 1 2

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

事業計画変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日付け 第 号をもって交付決定がありました〇〇年度特用樹の
めぐみ再発見事業のうち下記について変更したので報告します。

記

1 変更内容

2 変更理由

番 年 月 日

農林水産部長 様

〇〇農林事務所長

〇〇年度特用樹のめぐみ再発見事業補助金の額の確定について（報告）
このことについて、下記のとおり確定したので報告します。

記

1 補助金確定状況

補助事業者名	補助金額	決定年月日

2 添付資料

- (1) 実績報告書の写し
- (2) 補助金等の額の確定調書の写し
- (3) 支出命令書の写し